

世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例

世田谷区印鑑条例（昭和50年3月世田谷区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第3号中「東京都の」を削る。

第10条（見出しを含む。）中「引替交付」を「引換交付」に改める。

附 則

この条例は、令和8年11月2日から施行する。